



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）をここに公布する。

平成 25 年 2 月 26 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例
（岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正）

第 1 条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 110 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 結婚、出産、葬祭、介護及び医療

第 110 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「組合員の通勤用自動車」を「自家用自動車」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「、若しくは」を「、修繕若しくは」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同項第 8 号を同項第 7 号とし、同条第 2 項中「第 5 号及び第 8 号」を「第 4 号及び第 7 号」に、「第 6 号」を「第 5 号」に、「第 7 号」を「第 6 号」に改め、同条第 4 項中「、普通貸付及び住宅貸付にあつては年 1.96 パーセントとし」を「、普通貸付にあつては年 1.96 パーセント、住宅貸付にあつては年 1.20 パーセント」に改める。

第 171 条第 2 項第 1 号ア中「1,000 分の 208」を「1,000 分の 178」に改め、同条第 3 項中第 6 号から第 9 号までを削り、同項第 10 号を同項第 6 号とし、同項第 11 号を同項第 7 号とする。

附則第 6 項中「20 年以上」及び「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第 22 条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）」を削り、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 10 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 6 項」とする。

附則第 7 項中「36 年 6 月」を「42 年 11 月」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第 6 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第 9 項中「44 年 9 月」を「42 年 11 月」に改める。

（岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 8 項」を「第 9 項」に、「退職手当の額が、新条例第 3 条の 3」を「額（当該勤続期間が 42 年 7 月を超え 44 年 5 月以下の

者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第3条の3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例(以下「新条例」という。)第110条の規定は、平成25年4月1日以後の貸付から適用し、同日前に貸付を行った貸付金については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による新条例第171条第2項第1号アに掲げる給付費負担金は、新条例第171条の規定にかかわらず、下表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、一般職の職員の給料月額
の右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

年 度	率
平成25年度	1,000分の198
平成26年度	1,000分の188

- 4 第1条の規定による新条例附則第6項(新条例附則第8項においてその例による場合を含む。)、第7項及び第9項の規定の適用については、新条例附則第6項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(生活資金の貸付) 第110条 組合員が次の各号に掲げる事由により必要とする場合は、予算の範囲内で生活資金を貸付けることができる。 (1) <u>結婚、出産、葬祭、介護及び医療</u> (2) 略 (3) <u>自家用自動車の購入</u> (4) 略 (5) <u>組合員の住居の新築、増改築、修繕若しくは購入又は住宅の敷地の購入</u> (6) 略 (7) 略 2 貸付金の限度額は、100,000円を単位に前項第1号から<u>第4号及び第7号</u>の事由による貸付（以下「普通貸付」という。）にあつては、3,000,000円、同項<u>第5号</u>の事由による貸付（以下「住宅貸付」という。）及び<u>第6号</u>の事由による貸付（以下「災害貸付」という。）にあつては、20,000,000円とする。ただし、組合員1人が貸付を受けることができる額は、借受時の退職手当に相当する額（以下「退職手当相当額」という。）を限度とし、貸付合計額が23,000,000円を超えない額とする。 3 略 4 貸付利息は、<u>普通貸付にあつては年1.96パーセント、住宅貸付にあつては年1.20パーセント</u>、災害貸付にあつては年0.94パーセントとする。 (退職手当に関する事務に係る負担金) 第171条 略 2 給付費負担金及び事務費負担金は次のとおりとする。ただし、第11条第7項に規定する通算職員は除く。 (1) 給付費負担金 ア 一般職の職員 給料月額総額に<u>1,000分の178</u>を乗じて得た額 イ 略 (2) 略	(生活資金の貸付) 第110条 組合員が次の各号に掲げる事由により必要とする場合は、予算の範囲内で生活資金を貸付けることができる。 (1) <u>組合員及び被扶養者の結婚、出産及び入院</u> (2) <u>組合員の住居の修繕</u> (3) 略 (4) <u>組合員の通勤用自動車の購入</u> (5) 略 (6) <u>組合員の住居の新築、増改築、若しくは購入又は住宅の敷地の購入</u> (7) 略 (8) 略 2 貸付金の限度額は、100,000円を単位に前項第1号から<u>第5号及び第8号</u>の事由による貸付（以下「普通貸付」という。）にあつては、3,000,000円、同項<u>第6号</u>の事由による貸付（以下「住宅貸付」という。）及び<u>第7号</u>の事由による貸付（以下「災害貸付」という。）にあつては、20,000,000円とする。ただし、組合員1人が貸付を受けることができる額は、借受時の退職手当に相当する額（以下「退職手当相当額」という。）を限度とし、貸付合計額が23,000,000円を超えない額とする。 3 略 4 貸付利息は、<u>普通貸付及び住宅貸付にあつては年1.96パーセントとし</u>、災害貸付にあつては年0.94パーセントとする。 (退職手当に関する事務に係る負担金) 第171条 略 2 給付費負担金及び事務費負担金は次のとおりとする。ただし、第11条第7項に規定する通算職員は除く。 (1) 給付費負担金 ア 一般職の職員 給料月額総額に<u>1,000分の208</u>を乗じて得た額 イ 略 (2) 略

3 略

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

4～6 略

附 則

1～5 略

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7

3 略

(1)～(5) 略

(6) 第20条の規定により失業者の退職手当の支給を受けたときは、当該組合市町村は、その支給を受けた額に相当する額を負担するものとする。

(7) 第26条第1項の規定の適用により退職手当の支給を受けたときは、当該組合市町村は、次のとおり負担する。

ア 55歳未満で退職した場合又は55歳で退職した場合で直近の昇給が54歳のとき職員が退職前1年以内に退職の1年前の号給（退職の1年前に給料を受けていなかったときは、給料を受けるに至った時の号給。以下同じ。）より4号給を超える号給に昇給した場合の退職の1年前の号給より4号給上位の号給に係る給料月額で退職手当の額との差額

イ 55歳以上で退職した場合（アの場合を除く。）職員が退職前1年以内に退職の1年前の号給より2号給を超える号給に昇給した場合の退職の1年前の号給より2号給上位の号給に係る給料月額で退職手当の額との差額

(8) 第26条第2項の規定による給料月額を基礎として計算した退職手当の額が、退職又は死亡1年前の給料月額に1割5分を加算した額を基礎として計算した退職手当の額を超えるときは、その超える額を負担するものとする。

(9) 第27条の規定による調整後の給料額を基礎として計算した退職手当の額が、調整前の給料額を基礎として計算した退職手当の額を超えるときは、その超える額を当該組合市町村は負担するものとする。

(10) 略

(11) 略

4～6 略

附 則

1～5 略

6 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都

条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 87</u> を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第 10 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 6 項」とする。</u> 7 当分の間、35 年を超え <u>42 年 11 月</u> 以下の期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第 6 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u>とする。 8 略 9 当分の間、<u>42 年 11 月</u> を超える期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 6 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 6 項の規定の例により計算して得られる額とする。 10～18 略	<u>合により退職した者(第 22 条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)</u> に対する退職手当の基本額は、第 4 条から第 7 条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 104</u> を乗じて得た額とする。 7 当分の間、35 年を超え <u>36 年 6 月</u> 以下の期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの <u>(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)</u> に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする。 8 略 9 当分の間、<u>44 年 9 月</u> を超える期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 6 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 6 項の規定の例により計算して得られる額とする。 10～18 略
--	---

新	旧
附 則 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで、第10条及び附則第6項から第9項までの規定により計算した額（当該勤続期間が42年7月を超え44年5月以下の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第3条の3から第7条まで及び第10条から第10条の5まで並びに附則第6項から第9項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略	附 則 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条から第8条まで、第10条及び附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略